平成２９年６月２２日
社会福祉法人鳥取上小児福祉協会
定時評議員会での議決

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準については、次のとおりとする。

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等は無報酬とする。